

市役所内で行われた会議について、その内容を概略でお知らせします。詳しくは市ホームページまで。

## 市政の動き (2月16日～3月15日)

会議名など	内容
2月16日(火) 第4回豊公園再整備基本計画検討委員会 担当課：都市計画課(☎65-6541)	豊公園のゾーニングと公園施設および計画策定にかかるパブリックコメントの実施について事務局から説明を受け、意見交換を行いました。
2月19日(金) 第1回長浜市都市計画審議会 担当課：都市計画課(☎65-6562)	地区計画の変更等審議事項について、原案に同意することを議決しました。また、都市計画マスタープランの改定、田村駅周辺整備基本構想の策定等について、事務局から経過報告を受けました。
2月23日(火) 長浜市予防接種健康被害調査委員会 担当課：健康推進課(☎65-7751)	予防接種健康被害事例について審議しました。
2月23日(火) 第12回長浜市歴史まちづくり協議会 担当課：都市計画課(☎65-6562)	長浜市歴史的風致維持向上計画の変更内容および今年度事業の進捗状況等について事務局から報告を受け、協議を行いました。
2月24日(水) 長浜市国民健康保険運営協議会 担当課：保険医療課(☎65-6512)	国保特別会計の平成27年度決算(見込み)、平成28年度予算(案)、事業計画(案)、長浜市国民健康保険運営協議会委員の改選について事務局から説明を受け、質疑応答を行いました。
2月25日(木) 第11回長浜市高齢者保健福祉審議会 担当課：高齢福祉介護課(☎65-7789)	高齢者多機能型福祉拠点づくり支援事業を実施した3法人による報告会を行いました。また、4月開始の介護予防・日常生活支援総合事業および生活支援体制整備事業について、意見交換を行いました。
3月3日(木) 第2回長浜市健康づくり推進協議会 担当課：健康推進課(☎65-7779)	「健康ながはま21」計画(第3期)の目標達成状況や平成27年度事業の成果と課題について事務局から説明を受け、質疑応答・意見交換を行いました。
3月7日(月) 第5回長浜市都市計画道路見直し方針検討委員会 担当課：都市計画課(☎65-6541)	都市計画道路見直し方針について、パブリックコメントを経た最終案について、事務局から報告を受けました。
3月11日(金) 長浜市公共施設マネジメント推進委員会 担当課：行政経営改革課(☎65-6702)	個別施設計画の策定方針および総合管理計画の進捗状況等について事務局から説明を受け、質疑応答・意見交換を行いました。

### 都市計画案を作成しました

☎都市計画課(☎65-6562)

都市計画案の縦覧および説明会を実施します。対象となる都市計画案は、元浜町13番街区地区地区計画の新規決定と、長浜駅周辺地区地区計画(長浜駅東地区地区整備計画)の内容変更です。

#### ■縦覧

【公告日】 4月11日(月)  
【期間】 4月11日(月)～25日(月)  
平日8時30分～17時15分

【場所】 都市計画課(東館2階)

【意見提出】 意見のある人は、所定の様式に①住所②氏名③電話番号を記入して、4月25日(月)までに直接提出してください。

※意見に対しての個別の回答はできませんので、ご了承ください。

※公告日以降、市ホームページで計画案の縦覧、意見書様式のダウンロードができます。

#### ■説明会

【と き】 4月7日(木)19時

【ところ】 本庁1階 多目的ルーム

※当日は、西口もしくは北口からお入りください。

※参加申込は不要です。

### 固定資産評価額がご覧になれます

☎税務課(☎65-6523)

平成28年度固定資産評価額を決定しました。新たに決定したのは、昨年中に地価が下落した宅地比準土地(宅地、雑種地等)や現況に変更があった土地、完成した新増築家屋などです。すべての固定資産の平成28年度評価額を記載した土地と家屋の縦覧帳簿を無料でご覧いただけます。

【期間】 4月1日(金)～5月31日(火)  
8時30分～17時15分

※土日祝日を除く。(木曜日は、本庁・北部振興局および浅井支所のみ19時まで)

【場所】 税務課(東館1階)、北部振興局福祉生活課および各支所

【縦覧できる人】  
・市の固定資産税納税者  
・納税者と同一世帯の人  
・納税者の委任を受けた人(委任状が必要)

【持ち物】 本人確認できるもの(運転免許証、保険証等)

※土地の納税者は土地の縦覧帳簿のみ、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿のみご覧いただけます。

※市内に土地や家屋を所有している人は、5月中旬に送付する課税明細書でも確認いただけます。

### 狭い道路を拡幅します

☎開発建築指導課(☎65-6543)  
☎道路河川課(☎65-6534)

地域の防災機能を高めるとともに、住環境の改善を図るため、幅員の狭い「生活道路」を、土地所有者等の協力を得て4mに拡幅する事業を行います。ぜひご利用ください。

#### 【実施要件】

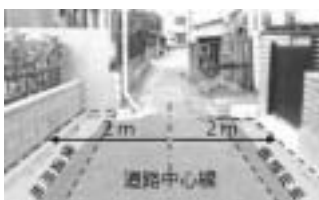
道路の中心線から2mの位置まで後退された用地、隅切り用地の寄付を受けられる場合に事業を実施します。

受付は、1敷地単位から行います。また、道路の始点から終点までの用地寄付を自治会で取りまとめられた場合は、別途申請を受け付けます。

【作業区分】  
用地寄付の協議が整った場合、市が境界確定、測量、分筆、所有権移転登記、整備工事、維持管理を行います。

#### 【助成金等】

後退用地内にある門や塀、樹木などの支障物件の移設撤去工事に対し助成金を、隅切り用地の寄付に対して奨励金を交付します。



#### 申請受付窓口

開発建築指導課(東館2階) ☎65-6543

境界確定・登記・整備工事等

道路河川課(東館2階) ☎65-6534